

# お知らせ

## 双珠別ダムからの放流について皆さまにお願い

ダムの水門を開けて水を流すときには、スピーカーあるいはサイレンまたは、スピーカーとサイレンにてお知らせします。事故防止のため、河川から離れてください。特に魚釣りや子どもが川遊びなどには、十分注意願います。水門から水を流すのは、

雪どけや降雨などにより川の水量が増えたとき  
発電設備を点検補修するとき  
車両の転落事故など、予想できない事故があったとき  
など。

放流するときは皆さまへ周知します

### 【サイレンによる周知】

ダム放流を開始するとき、ダム放流により川の水量が増え始める約10分前から吹鳴しめます。

ダム地点において・ダム放流量が30 m<sup>3</sup>/秒、105 m<sup>3</sup>/秒になったとき、吹鳴します。

### 【スピーカーによる周知】

ダム放流を開始するとき、ダム地点以外において、ダム放流により川の水量が増え始める約15分前から放送しま

す。

ダム地点以外においてダム放流量が30 m<sup>3</sup>/秒、105 m<sup>3</sup>/秒になったとき、放送します。

### お問い合わせ

北海道電力株式会社 日高水力センター  
電話 014576 2076

## 融雪と洪水

春がやってきてだんだんと暖かくなってきました。この時期の風物詩(?)である、土色の雪や雪に埋まっていたゴミが目立ってきましたが、そろそろ家のまわりを掃除して、クロッカスなどの花が咲くのを楽しみに待ちたいと思います。

さて、もうひとつの風物詩は雪解けです。

この時期は雪解けが進み、そこへ雨が降ると雪解け水に雨水が加わって(一気に雪が解けて)、川の水かさが増し、流れも急激に速くなります。大きな河川はもちろんなのと、小さな川や用水路であっても油断は禁物です。むやみに近づかないようにしましょう。また、子ども達が川辺で遊んでいるときは、大人が一言注意するようお願いしま

す。

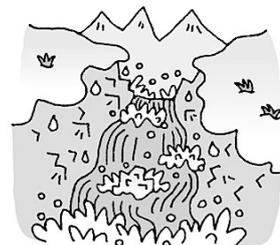
気象台ではこの時期になると、雪の解ける量や雨が降る量を考慮し、低い土地の浸水などが予想される場合は「融雪注意報」を、川の水が増えて洪水の恐れがある場合は「洪水注意報」や「洪水警報」を発表して注意・警戒を呼びかけます。注意報や警報などの気象情報は、テレビやラジオのほか、インターネットのホームページでもご覧になれます。

### お問い合わせ

旭川地方気象台 総務課  
電話 0166 32 7101

## 交通事故被害者のために

近年、交通事故の態様も複雑化して、その解決にお困りの方も多いことと存じます。幣協会では、これらの方々のために全国に「自動車保険請



## 運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター  
優良講習

- 4月5日(火) 13時~
- 4月15日(金) 13時~
- 5月6日(金) 13時~
- 5月16日(月) 13時~

### 一般講習

- 4月5日(火) 14時~
- 4月15日(金) 14時~
- 5月6日(金) 14時~
- 5月16日(月) 14時~

### 違反講習

- 4月11日(月) 13時~
- 4月25日(月) 13時~
- 5月25日(水) 13時~

### 初回講習

- 5月10日(火) 13時~

## NTT東日本フレッツ光サービスの提供について

### インターネットの光サービス提供時期等について

今年4月より開始される予定であったフレッツ光サービス(インターネットの光接続サービス)ですが、NTT東日本より、諸般の事情から、5月中旬以降順次サービス開始予定との連絡がございました。光インターネットサービスを心待ちにしていられっしやる住民の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、もうしばらくお待ちください。

### ムダなモノはありませんか？

今後村内において、インターネットプロバイダサービスについて、種々のオプションメニューの追加等を勧める事業者が営業活動を行なうことが予想されます。ご契約の際は、サービスの内容、料金等について十分に説明を受け、理解したうえで行なうよう留意してください。

不要なモノは、キッパリと断る勇気が必要です。

企画商工課 企画担当 電話 56-2124

地デジの準備はお済みですか？



# お知らせ

求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について、一切無料でご相談を受け付けています。

**お問い合わせ**  
社団法人日本損害保険協会  
北海道支部 札幌自動車保険請求相談センター  
電話 011-290-1881

## 無料法律相談を実施します

毎月、第一月曜日に無料法律相談を実施いたします。

**場所**  
弁護士法人市川・今橋法律事務所トマム支所(上トマム)

**時間**  
10時から16時まで  
事前の予約は必要ありません。お気軽にいらしてください。

**お問い合わせ**  
弁護士法人市川・今橋法律事務所  
電話 011-281-3343  
090-6214-3343

## 憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と

定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

さて、国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が始まってから今年で3年目を迎えますが、裁判員裁判の方等を通して、裁判について考えていただく

ことが多くなつたのではないのでしょうか。裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日ごろから幅広い広報活動を行なっています。裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)で、裁判員

制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saban.court.go.jp>)で、それぞれ紹介してまいりますので、是非、アクセスしてみてください。

また、各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行なっていますので、ご興味のある方は、最寄りの裁判所の総務課にお問

い合わせいただくか、裁判所ウェブサイトを「確認ください。各種行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

い合わせいただくか、裁判所ウェブサイトを「確認ください。各種行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

**お問い合わせ**  
旭川地方裁判所事務局総務課庶務係  
電話 0166-516255



## アスペン市から

占冠村の姉妹都市アスペン市では、東北関東大震災の被災者の皆さまへ、500ドルの寄付をすることを決定しました。

アスペン市では、占冠村の被害と被災地の被害状況を大変心配されていました。アスペン市の皆さま、心温まる善意に感謝いたします。ありがとうございました。

## 村営住宅入居者募集のご案内

### 入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。  
占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。  
月収が15万8,000円以下の方。  
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)  
単身の方でも入居できます。  
連帯保証人が2名必要です。  
入居者と同等または同等以上の収入のある方。

**家賃** 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

**入居可能日** 概ね5月9日(月)

**入居決定** 入居者選考委員会の審査によります。

**申込受付場所** 産業建設課建築担当  
トマム支所

**お問い合わせ** 産業建設課建築担当  
☎ 56-2172

### 募集団地 受付期限 4月15日(金)

募集団地	戸数	募集団地	戸数
中央地区	6戸	トマム地区	13戸
川添団地		トマム団地	
3DK	2戸	3LDK	5戸
中央団地		第2トマム団地	
3LDK	1戸	3LDK	4戸
1LDK	2戸	第3トマム団地	
第2美園団地		3LDK	1戸
3LDK	1戸	みなし特公賃住宅	
		3LDK	3戸

皆様の入居をお待ちしています

みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。